

花の拠点（はなふる）センターハウスにおいて、  
魅力あふれる新たな便益施設を運営する事業者を  
募集します。

## 恵庭市花の拠点（はなふる） センターハウス便益施設 事業者募集要項

令和2年（2020年）10月

北海道恵庭市

---



## 目 次

1. 事業の概要	1
(1) 事業目的	1
(2) 公園の概要	2
(3) 公募施設の概要	3
(4) 募集する便益施設	4
(5) 事業スケジュール（予定）	4
2. 募集条件	4
(1) 基本的な考え方	4
(2) 便益施設の設置条件	4
(3) 便益施設の用途制限	5
(4) 事業期間等	5
(5) 使用料	5
(6) 保証金	7
(7) リスク分担	7
(8) 私権の制限	8
(9) 滞納等による退去	8
(10) 転貸の禁止等	8
(11) 光熱水費	8
(12) 駐車場	8
(13) 防災・減災	8
(14) 基礎資料の貸出し	8
3 応募資格	9
4 現地説明会	10
(1) 現地説明会参加者の資格	10
(2) 申込方法	10
(3) 受付期間	10
(4) 日時	10
(5) 集合場所	10
5 質問の受付	10
(1) 質疑者の資格	10
(2) 受付期間	10
(3) 回答方法	10
6 応募申込書受付	11
(1) 申込方法	11
(2) 注意事項	11
7 提案書受付	12
(1) 提出方法	12
(2) 注意事項	12

8 事業者の選定方法	12
(1) 審査方法	12
(2) 最優秀提案者の決定等	12
(3) 審査結果の通知および公表	13
(4) その他	13
9 関係法令等	13
10 設置許可申請の手続	13
11 事業者の決定の取消し	13
12 問合せ先	13
箇所図	14
求積図	15

## 1. 事業の概要

### (1)事業目的

恵庭市（以下「市」という。）は、道都札幌市と新千歳空港の中間に位置し、一日の交通量が2.5万台を超える国道36号や道央・道東自動車道との接続が可能であり、JR恵庭駅に快速エアポートが停車するなど、優れた交通利便性を有しています。平成17年度までは、年間40~50万人程度の観光入込客数で推移していましたが、平成18年の道と川の駅「花ロードえにわ」（以下「道と川の駅」という。）と「えこりん村」の開業を契機として、観光入込客数が120~130万人に大幅に増加し、交流人口が拡大しました。平成29年度の観光入込客数約135万人のうち、道内客が84%を占める約113万人、道外客は約21万人と全体の16%程度です。旅行形態は、日帰旅行が観光入込客数の殆どを占めており、宿泊を伴うものは全体の0.3%にとどまっています。



道と川の駅「花ロードえにわ」

観光入込客数の大半が「道と川の駅」「えこりん村」に集中している一方で、既存観光施設の入込数は横ばいまたは微減の傾向であり、平成27年度に約135万人を記録したものの、依然として伸び悩んでいる状況が続いています。滞在型観光が主流となりつつあり、滞在者が楽しめる体験プログラムの充実などの環境整備が求められています。

年間100万人以上の集客力を有する道と川の駅は、駐車場の慢性的な不足に加え、厨房やバックヤードなど施設の狭隘や、観光案内機能の弱さなど課題を抱えており、恵庭市の観光起点として市内の観光施設を周遊させる仕組みが必要です。



オープンガーデン（イメージ）

一方で恵庭市は、「花のまち」として有名になりましたが、ガーデニングなどの市民活動により支えられているのが実情であり、観光資源を恵み野地区のオープンガーデン（個人の庭）に依存し、旅行者が気軽に花に触れあう場所がありません。加えて、市民活動に携わる市民の高齢化が進んでいることから、次世代の人材育成が不可欠となっています。花のまちとして花観光を推進するためには、花の観光拠点の整備と人材育成などハード、ソフトの両面での取り組みが求められています。

これらの現状および課題を踏まえ、市は平成28年3月に第2期恵庭市観光振興計画（以下「振興計画」という。）を策定しました。振興計画では、基本理念として「花のまち 恵みの庭を育む 観交まちづくり」を掲げ、計画最終年（2025年度）における年間観光入込客数を160万人（2014年度比20%増）まで増加させることを目指した3つの「基本方針」や8つの「基本施策」、具体的な取り組みである「アクションプラン」を定めるとともに、事業の進捗を管理する体制を構築しました。

特に基本施策のひとつである「観光資源の魅力向上」については、アクションプランとして「花観光の推進」や「花の観光拠点の整備」が掲げられ、施策の実現に向けて平成28年11月には「花の拠点基本計画（以下「基本計画」という。）」を、平成30年3月には「花の拠点基本設計（以下「基本設計」という。）」取りまとめ、平成30年度から順次施設の整備に着手し、一部施設を除き令和2年度中に花の拠点（愛称：はなふる）として供用を開始する予定です。

そこで、振興計画や基本計画に掲げた花の観光拠点としての役割を果たすため、公園の新たな機能として、センターハウス内に新たな便益施設を導入します。

便益施設の導入より、花の拠点（はなふる）の更なるにぎわいの創出や、訪日観光客など新たな公園利用者を創出し、地域への交流人口の拡大に寄与するとともに、市内の観光振興に資することを目的とします。

なお、便益施設の導入にあたり、市が特に配慮したいと考えている事項を下記に示します。

- 花の拠点（はなふる）およびセンターハウスで営業する施設として、周囲にある道と川の駅「花ロードえにわ」や農畜産物直売所「かのな」、令和4年春オープン予定の宿泊施設などの便益施設と連携し、共存共栄したにぎわいを創出する事業であること
- 公園利用者のニーズを考慮したサービスを提供できる事業であること
- 施設の整備・運営等にあたり、正規雇用の創出や恵庭市内事業者の活用など地域経済に貢献する事業であること

## (2)公園の概要

### 1)名称

花の拠点 ※漁川河川緑地の一部

### 2)所在地

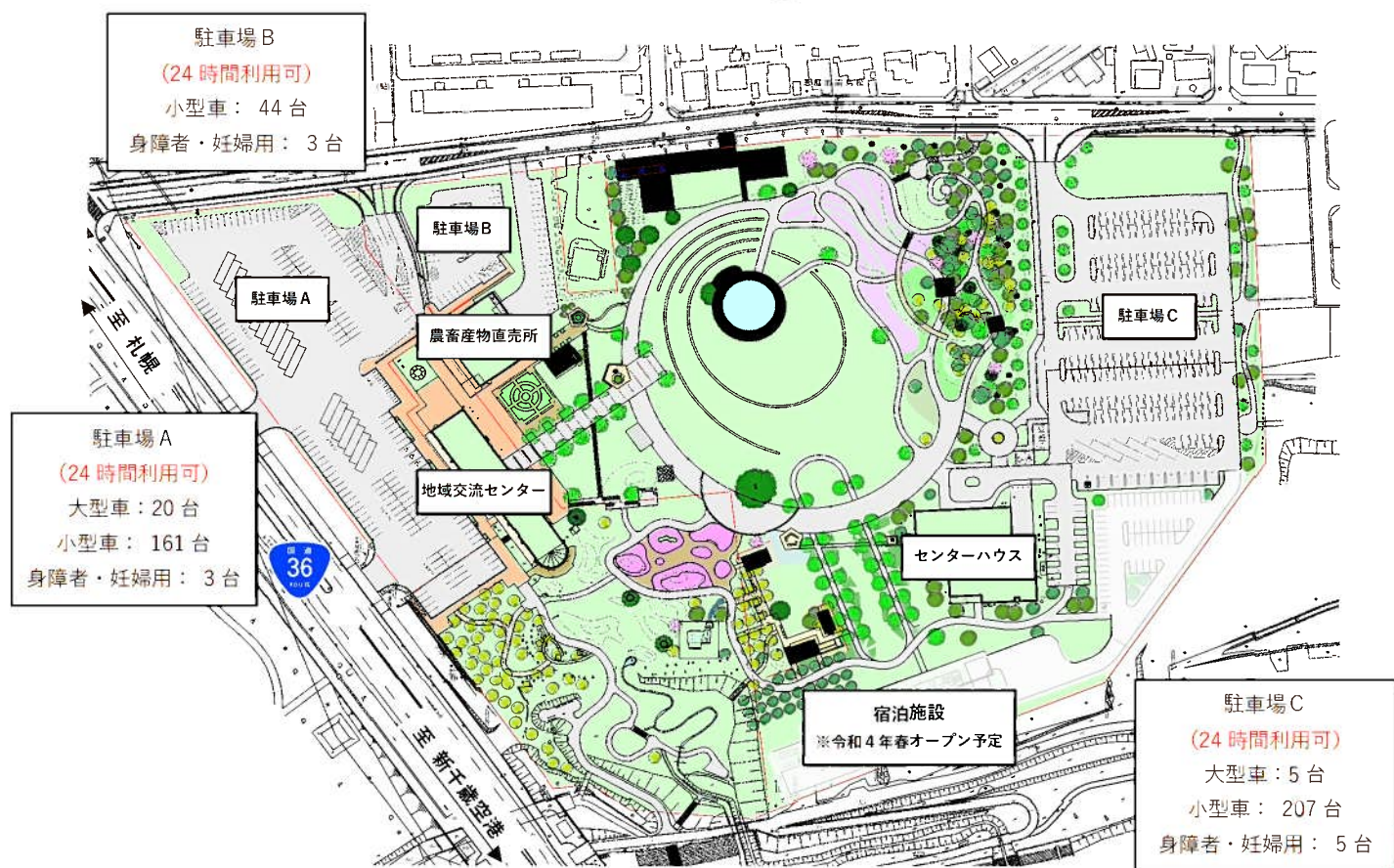
恵庭市南島松 817 番 3 他

### 3)公園・緑地の面積

漁川河川緑地（全体）：約 23.8ha

うち花の拠点エリア：約 8.3ha

花の拠点はなふる全体概要図



### (3)公募施設の概要

#### 1)名称

センターハウス

#### 2)所在地（箇所図参照）

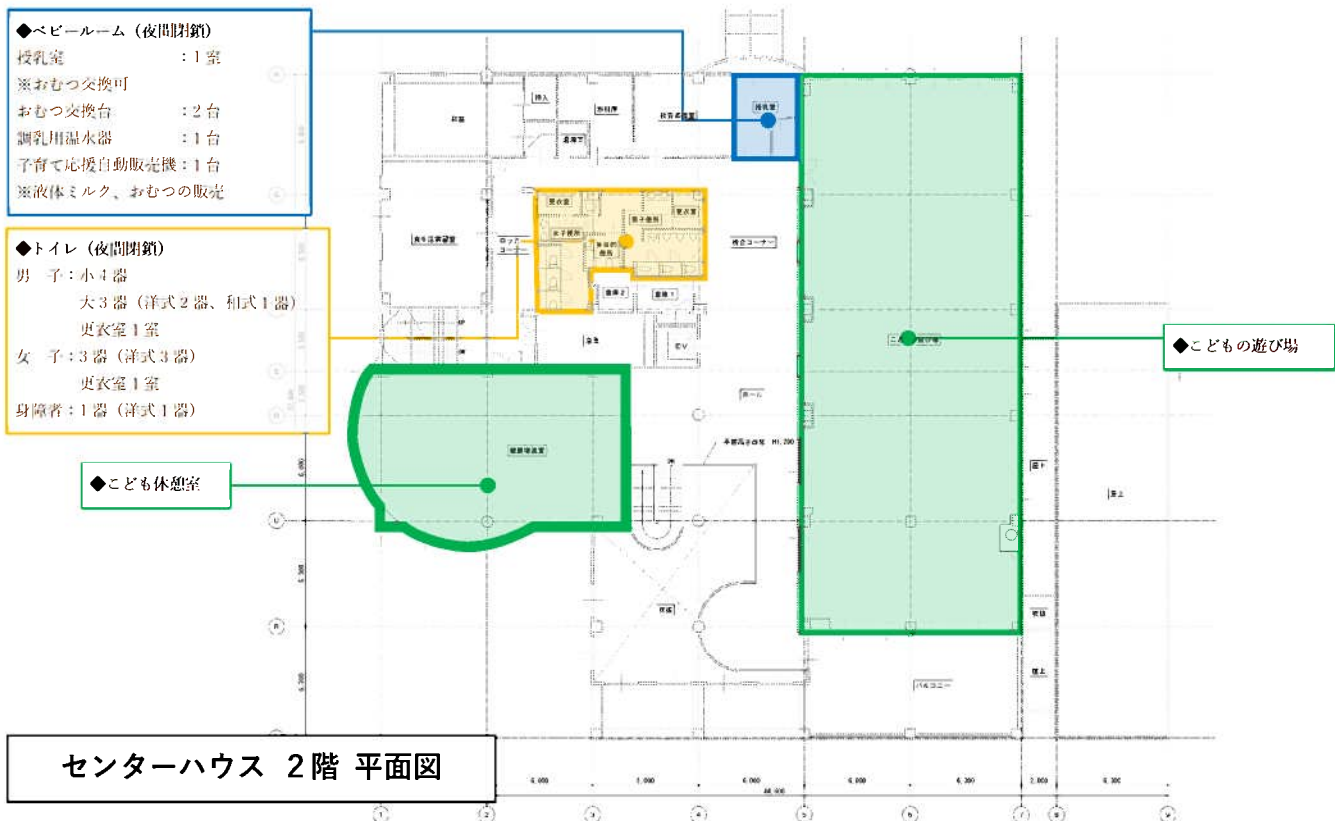
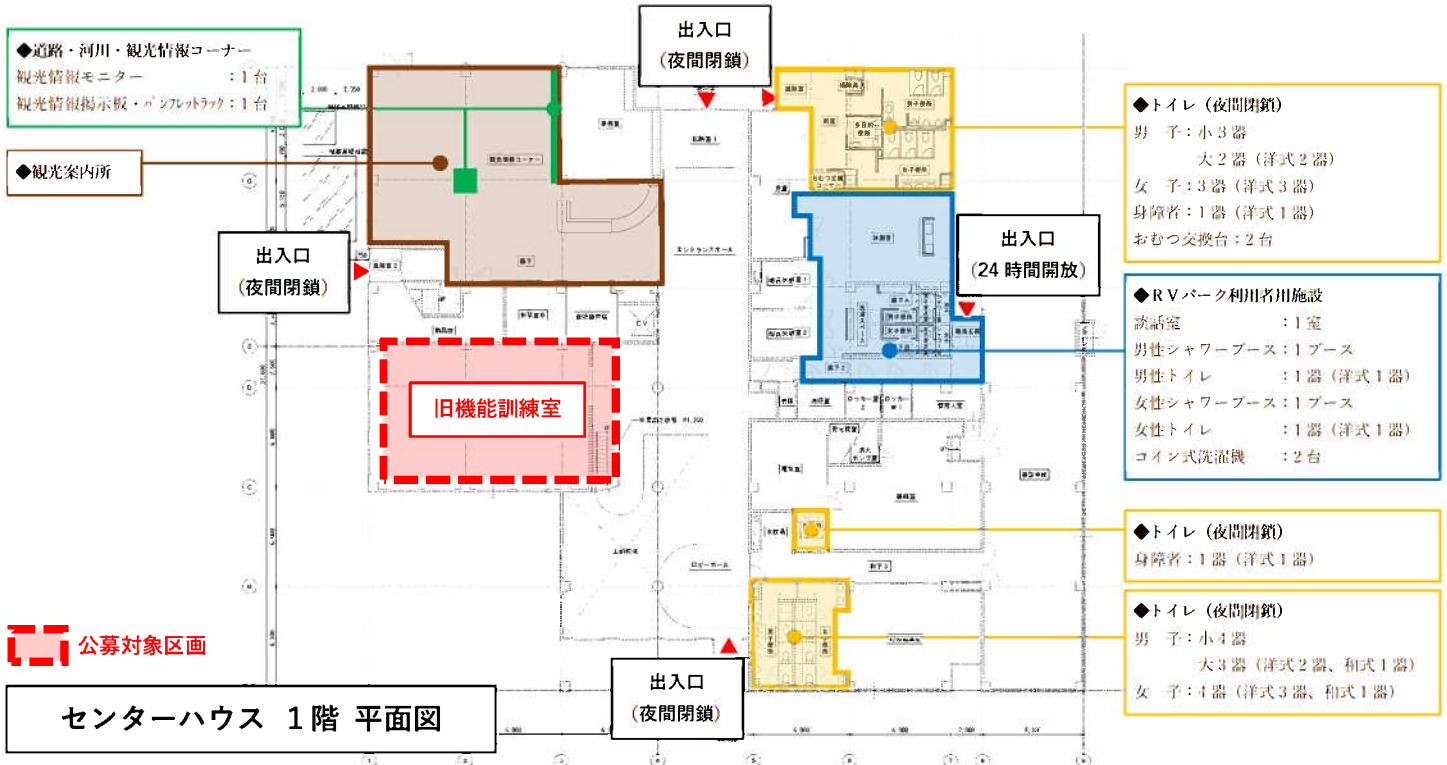
恵庭市南島松 828 番地 3

#### 3)建物全体の建築・延床面積

建築面積：1,414.63 m<sup>2</sup> 延床面積：2,472.18 m<sup>2</sup>

#### 4)公募対象区画

1階 旧機能訓練室 123.29 m<sup>2</sup> (37.30 坪)



## 5)基盤設備

上水道・下水道：恵庭市公営企業  
電 気：北海道電力株式会社  
通 信：東日本電信電話株式会社  
都市ガス：供給設備無し

## 6)交通

えにわコミュニティバス（エコバス）道と川の駅・中島公園バス停から徒歩 8 分  
JR 恵み野駅から徒歩 16 分  
JR 恵庭駅から車で 8 分  
道央自動車道恵庭 IC から車で 11 分

## (4)募集する便益施設

公園利用者の利便に資する飲食店・売店

## (5)事業スケジュール（予定）

以下の表のとおりとします。ただし、本市との協議の状況等により、変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 1)公募スケジュール

項目	期間
募集要項等の公表	令和 2 年 10 月 19 日（月）
現地説明会受付	令和 2 年 10 月 19 日（月）～令和 2 年 10 月 23 日（金）
現地説明会	令和 2 年 10 月 26 日（月）
質問受付	令和 2 年 10 月 26 日（月）～令和 2 年 10 月 30 日（金）
質問回答	令和 2 年 11 月 4 日（水）
応募申込書受付	令和 2 年 10 月 26 日（月）～令和 2 年 11 月 6 日（金）
参加資格審査・通知	令和 2 年 11 月 13 日（金）までに通知
提案書受付	令和 2 年 11 月 13 日（金）～令和 2 年 11 月 27 日（金）
ヒアリング審査	令和 2 年 12 月上旬
最優秀提案者等の特定・通知	令和 2 年 12 月上旬
公園管理許可申請・事業着手	令和 2 年 12 月
便益施設営業開始	令和 3 年春までの営業開始を基本とし、事業者との協議により決定

## 2. 募集条件

### (1)基本的な考え方

提案していただく内容は、便益施設としての管理運営に関することとなります。

### (2)便益施設設置の条件

1)設置できる施設は、花の拠点（はなふる）および周辺地域の活性化への寄与が認められる都市公園法第 2 条第 2 項第 7 号および都市公園法施行令第 5 条第 6 項に規定する便益施設のうち飲食店および売店に限ります。ただし、飲食店であっても、風俗営業等の規制お



よび業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる営業はできません。

2)運営等に必要な費用は、全て事業者負担とします。

3)センターハウスの休業日は各年 12 月 31 日～1 月 2 日、開館時間は 4 月 1 日～10 月 31 日は 9:00～18:00、11 月 1 日～3 月 31 日（休業日を除く）は 9:00～17:00 を基本とします。

### (3)便益施設の用途制限

施設の運営にあたり、都市公園法第 5 条に基づき、本市の公園施設管理許可が必要となります。ただし、次に示す用途を目的とした施設の使用は認めません。

1)政治的または宗教的用途での施設の使用

2) (2) 1)ただし書に掲げたもの以外で、風営法第 2 条第 2 項から第 5 項に規定する用途での施設の使用

3)騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途での施設の使用

4)上記のほか、本市が公園利用との関連性が低く、「公園施設」とみなすことができないと判断する施設の使用

### (4)事業期間等

1)事業者と本市との間で、管理許可に先立って、施設の運営について、事業者と本市が相互に協力すべき事項その他の本件事業の円滑な実施に必要な事項を明らかにすること等を目的として、協定書を締結します。

2)事業期間は 10 年以内とします。

3)管理許可期間は、営業開始に先立った施設改修工事着手から、事業終了後の原状回復までの期間です。施設の営業期間ではありませんので、ご注意ください。

4)事業終了後、事業者が改修した建物については、許可期間満了日までに解体・撤去し、原状に回復していただく必要があります。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。

5)事業者は、許可期間満了日までに、管理許可を取り消し、または更新しない場合および事業者が事業を途中で中止する場合は、許可取消等の日から 6 箇月以内の本市が指定する期日までに、事業区域および事業者の責により汚損し、または破損した部分を、速やかに原状回復するとともに、本市の立会いの下で本市に返還してください。

6)事業者の責に帰すべき事情により許可期間の始期が遅れたことにより、事業者に必要な経費や有益費等の損失が生じて、本市はこれを補償しません。

### (5)使用料

#### 1)管理許可使用料

管理許可使用料については、最低保証付き売上歩合方式とします。

売り上げ歩合をベースとする方式で、月間売上（税抜き）に歩率を乗じて得た使用料の年間合計額（4 月から翌年 3 月までの合計額）が年間最低保証利用料に達しないときは、年間清算を行う方式です。

提案時点の損益予想に基づき、支払可能な使用料を提案してください。

①売上に乗じる歩率

5%以上の率を提案してください。

2)年間最低保証使用料

1,000 円/㎡・月 (12,000 円/㎡・年) を基本とし、各区画の年間最低保証使用料は下表のとおりとします (提案不可)。

区 画	面積 (㎡)	年間最低保証使用料
1 階 旧機能訓練室	123.29	$123.29 \text{ m}^2 \times 12,000 \text{ 円/㎡} \cdot \text{年} =$ 1,479,480 円/年 (123,290 円/月)

※初年度 (4 月から翌年 3 月まで) の営業期間が 12 か月に満たない場合は、当該年度のみ年間最低保証使用料の規定は適用しない

3)管理許可使用料の算定

【Case1】 1 階旧機能訓練室 (123.29 ㎡)、初年度 (営業開始: 4 月) の売上 12,000,000 円、売上に乗じる歩率の提案が 5% の場合

管理許可使用料  $12,000,000 \text{ 円} \times 5\% = 600,000 \text{ 円/年}$  … ①

年間最低保証使用料 1,479,480 円/年 … ②

② > ① なので、② 1,479,480 円が初年度の使用料となる。

【Case2】 1 階旧機能訓練室 (123.29 ㎡)、初年度 (営業開始: 2 月) の売上 3,000,000 円、売上に乗じる歩率の提案が 5% の場合

管理許可使用料  $3,000,000 \text{ 円} \times 5\% = 150,000 \text{ 円/年}$  … ①

年間最低保証使用料 1,479,480 円/年 … ②

初年度の営業開始が 2 月 (12 か月に満たない) であることから年間最低保証使用料の規定を適用せず、① 150,000 円が初年度の使用料となる。

【Case3】 1 階旧機能訓練室 (123.29 ㎡)、2 年目の売上 36,000,000 円、売上に乗じる歩率の提案が 5% の場合

管理許可使用料  $36,000,000 \text{ 円} \times 5\% = 1,800,000 \text{ 円/年}$  … ①

年間最低保証使用料 1,479,480 円/年 … ②

① > ② なので、① 1,800,000 円が 2 年目の使用料となる。

4)売上の報告

管理許可使用料算定のため、四半期ごとに、売上を報告していただきます。

5)使用料の納入

管理許可使用料は、恵庭市都市公園条例および同条例施行規則に基づき本市が発する納入通知書により、四半期ごとに、本市の指定する期限 (6 月、9 月、12 月および 3 月の末日。末日が銀行休業日の場合は直前の平日) までに納入してください。

## (6)保証金

- 1)事業者は、年間最低保証使用料に相当する額の保証金を支払わなければなりません。  
本市は、許可書に基づく本市への金銭債務が事業者にあるときは、当該金銭債務の弁済に保証金を充当することができることとし、事業者はこれに異議を申し立てることはできません。
- 2)保証金の全部または一部を本市への金銭債務に充当した場合において、これらの事由が生じた年度の使用料により積算した保証金の額が本市への金銭債務に充当した後の残余の額を上回ったときは、その差額を支払わなければなりません。
- 3)設置許可期間が満了したとき、または本市が許可を解除したときは、原状回復および明け渡しの履行を確認したうえで保証金を返還します。なお、返還する保証金には利息を付しません。

## (7)リスク分担

協定締結後から原状回復完了までの主なリスク分担は、次の負担区分のとおりとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		市	事業者
法令変更	事業者が行う施設営業に影響のある法令等の変更		○
第三者賠償	事業者が工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	事業者決定後のインフレーション・デフレーション		○
金利	事業者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更・中止・延期		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	事業者の責任による中止・延期		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請に係る費用負担・期間		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	
	事業者の事由による業務または協定内容の不履行		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備または、施設管理上の瑕疵並びに火災等の予期しない事故による運営リスク		○

#### (8)私権の制限

事業者は、事業者が使用する区画について、管理許可に基づく運営権を事業者の構成員以外の第三者に譲渡することはできません。

#### (9)滞納等による退去

使用料等を滞納した場合や法令違反があった場合は、許可期間中であっても許可を取り消し、退去していただく場合があります。

#### (10)転貸の禁止等

許可期間中は、次の事項を禁止します。

- 1)管理許可区画の第三者への転貸
- 2)使用者の地位の譲渡

#### (11)光熱水費

許可期間の始期から終期までに発生する光熱水費は、冷暖房費を除き事業者の負担とします。

恵庭市公営企業、北海道電力株式会社、東日本電信電話株式会社その他の関係機関との協議および手続は事業者自らが行ってください。

なお、電気使用量および上下水道使用量の計測に必要な証明用電気計器（子メーター）については、事業者の負担により設置していただきます。

#### (12)駐車場

管理許可区画における便益施設の運営に伴う駐車場の利用を認めます。

#### (13)防災・減災

花の拠点（はなふる）は恵庭市地域防災計画における一時避難所に指定されており、センターハウスは収容避難所に指定される予定であるため、本市等と連携し防災・減災対策に当たる必要があります。

災害発生時には、帰宅困難者・地域住民等の避難場所となる場合や、災害対応のため業務の一部または全部の停止を命じることがあります。

なお、この場合、本市はこれに係る一切の補償を行いません。

#### (14)基礎資料の貸出し

以下に記載する資料の貸出しについては、土・日・祝日を除き、随時、受け付けておりますので、貸出しを希望する場合は、電話にて「12 問合せ先」へ申込みを行ってください。貸出時に、設計図書借受申請書（別紙1）を提出してください。

なお、資料の数に限りがありますので、事前に申込みがない場合は、貸出しができない場合がありますので、ご注意ください。

### 3. 応募資格

応募資格を有する者は、「2. 募集条件」に記載の趣旨を踏まえた便益施設の運営を行う意思がある法人で、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者とします。

なお、複数の法人が構成するグループ（以下「グループ」という。）で応募する際には、全ての構成員が応募の資格を有する必要があります。

この場合、グループの代表となる法人を定め、本市への質疑や書類の提出等は当該代表者が行ってください。

- (1)地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項に掲げる指定暴力団員等に該当する者
- (2)恵庭市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団並びに同条同項第 2 号に規定する暴力団員および同条同項第 4 号に規定する暴力団関係事業者に該当する者  
※ 応募資格の確認のため、北海道警察本部に照会する場合があります。
- (3)施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所および公の秩序または善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本件施設の設置許可を受けようとする者
- (4)次に掲げる税等を滞納している者
  - 1)法人税
  - 2)消費税
  - 3)主たる事務所の所在地の市町村における地方税（法人市町村民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））
  - 4)主たる事務所の所在地の市町村における水道料金および下水道料金
- (5)代表者、役員またはその使用人が刑法第 96 条の 6 に規定する公契約関係競売等妨害または第 198 条に規定する贈賄に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者
- (6)法人またはその代表者が私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に規定する私的独占、不当な取引制限の禁止および一定の取引分野における競争の実質的制限の禁止に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者

#### 4. 現地説明会

本件の公募にあたって、現地説明会を開催します。現地説明会の参加には、以下の申込手続が必要となります。

なお、応募に際して、現地説明会の参加は必須条件ではありませんが、できる限りご参加ください。

##### (1)現地説明会参加者の資格

「3. 応募資格」を満たす者とします。

##### (2)申込方法

現地説明会参加申込書（別紙2）を電子メールにより、「12.問合せ先」へ送付してください。ただし、1 応募者につき2 名まででお願いします。

##### (3)受付期間

令和2年（2020年）10月19日（月）午前8時45分から

令和2年（2020年）10月23日（金）午後5時15分まで

※受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

##### (4)日時

令和2年（2020年）10月26日（月）午後2時から

##### (5)集合場所

道と川の駅「花ロードえにわ」正面玄関前

#### 5. 質問受付・回答

##### (1)質疑者の資格

「3 応募資格」を満たす者とします。

##### (2)受付期間

令和2年（2020年）10月26日（月）～10月30日（金）

質問がある場合は、応募者への公平を期するため、本市指定の質問書（別紙3）を使用した電子メールによる問合せのみ受け付けます。ただし、本事業の実施に関係がないと本市が判断した質問に対してはお答えしませんので、あらかじめご了承ください。

※ メールアドレスは「12.問合せ先」に記載しています。

##### (3)回答方法

令和2年（2020年）11月4日（水）までに本市の公式ウェブサイトに掲載します。ウェブサイトに掲載した回答は、本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をウェブサイトに掲載します。

なお、質問に対する回答のほか、本件公募に関して伝達すべき事項を、ウェブサイトに加えて記載する場合があります。必ず応募書類の提出期限まで、ウェブサイトを確認してください。

## 6. 応募申込書受付

### (1) 申込方法

#### 1) 提出書類

別紙4「提出書類一覧」のうち、下記に書類を提出してください。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ・書類番号 I-1 応募申込書    | ・書類番号 I-6 法人登記簿謄本 |
| ・書類番号 I-2 構成員調書    | ・書類番号 I-7 印鑑証明書   |
| ・書類番号 I-3 誓約書      | ・書類番号 I-8 決算書等    |
| ・書類番号 I-4 申込事業者の概要 | ・書類番号 I-9 納税証明書等  |
| ・書類番号 I-5 定款等      | ・書類番号 I-10 資金計画書  |

#### 2) 提出期間

令和2年(2020年)10月26日(月)～令和2年11月6日(金)

受付時間は、平日の午前8時45分から午後5時15分まで

#### 3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着を確認してください。)

#### 4) 提出場所

恵庭市京町1番地(電話:0123-33-3131 内線2524)

恵庭市経済部花と緑・観光課

恵庭市役所3階37番窓口 担当:大林、穴澤

#### 5) 参加資格の審査および通知

応募申込書の内容を基に参加資格を審査し、参加資格の有無を令和2年(2020年)11月13日(金)までに各応募者へ通知します。

なお、審査内容についての問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

### (2) 注意事項

- 1) 本市は、公表等が必要な場合には、提出書類の内容を許可なく無償で使用します。
- 2) 提出書類については、本市が特に必要と認めた場合を除き、変更、差替え、再提出を認めません。
- 3) 応募に関する費用は、全て応募した事業者の負担とします。
- 4) 提出書類は、返却しません。
- 5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とします。

## 7. 提案書受付

### (1)提出方法

#### 1)提出書類

別紙4「提出書類一覧」のうち、下記に書類を提出してください。

- ・書類番号 II-1 施設計画書 (1)計画方針等 [様式2-1] ①~④

※計画の基本方針を記載すること。

- ・書類番号 II-2 施設計画書 (2)施設の整備方法 [様式2-2]

※スケジュール、整備内容等を記載すること。

- ・書類番号 III 希望使用料価格

#### 2)提出期間

令和2年(2020年)11月13日(金)～令和2年11月27日(金)

受付時間は、平日の午前8時45分から午後5時15分まで

#### 3)提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着を確認してください。)

#### 4)提出場所

恵庭市京町1番地(電話:0123-33-3131 内線2524)

恵庭市経済部花と緑・観光課

恵庭市役所3階37番窓口 担当:大林、穴澤

### (2)注意事項

6. 応募申込書受付(2)注意事項と同様の取り扱いとします。

## 8. 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

### (1)審査方法

各応募者から提出された書類をもとに、有識者等で構成する「恵庭市花の拠点(はなふる)センターハウス便益施設事業者選定委員会(以下「選定部会」という。)」において、「審査項目および審査基準」(別紙5)に基づき、審査を行います。

1)選定部会では「審査項目および審査基準」の各審査項目について、配点に応じて評価を行い、各審査項目の評価点を算定します。

2)審査においては、プレゼンテーションを実施します。日時および場所については、別途本市から指定します。

なお、応募者が多数あった場合は、選定部会において、プレゼンテーションに先立ち提出された書類のみで審査を行い、あらかじめ5社程度を選定することがあります。その場合、選定外となった応募者に対し、事務局から通知します。

### (2)最優秀提案者の決定等

最低使用料以上の使用希望価格を提示し、かつ、審査の結果、最高の得点(ただし、60点



以上)を獲得した者を最優秀提案者として選定します。応募者が1者の場合でも、その得点が60点以上で、かつ、事業者として適当と認められる場合には、その者を最優秀提案者とします。

最優秀提案者が応募資格を満たしていないことが後日判明した場合や、自ら辞退した場合等については、次点者を事業者とします。

なお、審査の結果、最優秀提案者を該当なしとする場合があります。

### (3)審査結果の通知および公表

本市は、審査結果の決定後、応募者全員に審査結果を通知するとともに、審査の概要(応募者名、決定した設置許可候補事業者に係る提案内容、部会講評等)を本市の公式ウェブサイト等で公表します。

### (4)その他

選定部会委員またはその関係者に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為を行った場合は、失格とします。

## 9. 関係法令等

事業者決定した者は、事業の実施にあたって、都市公園法、建築基準法、都市計画法、建設業法、その他の関係法令・条例(以下「関係法令」という。)に基づき、各規制を所管する部署と十分な協議を行い、関係法令を遵守してください。

## 10. 設置許可申請の手続

事業者決定した者は、協定書の締結後、恵庭市都市公園条例施行規則による公園施設管理許可申請書を恵庭市経済部花と緑・観光課に提出してください。

## 11. 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

なお、この場合においては、本市に対する損害賠償の請求、その他一切の請求を認めません。

(1)事業者が応募者の資格を失った場合

(2)事業者が応募時に提出した事業計画書の事業内容を履行できない場合

ただし、本市と協議を行い、本市の承諾を得たうえで、事業内容を変更する場合は除きます。

(3)その他、本市に対して不誠実な行為が認められる場合

## 12. 問合せ先

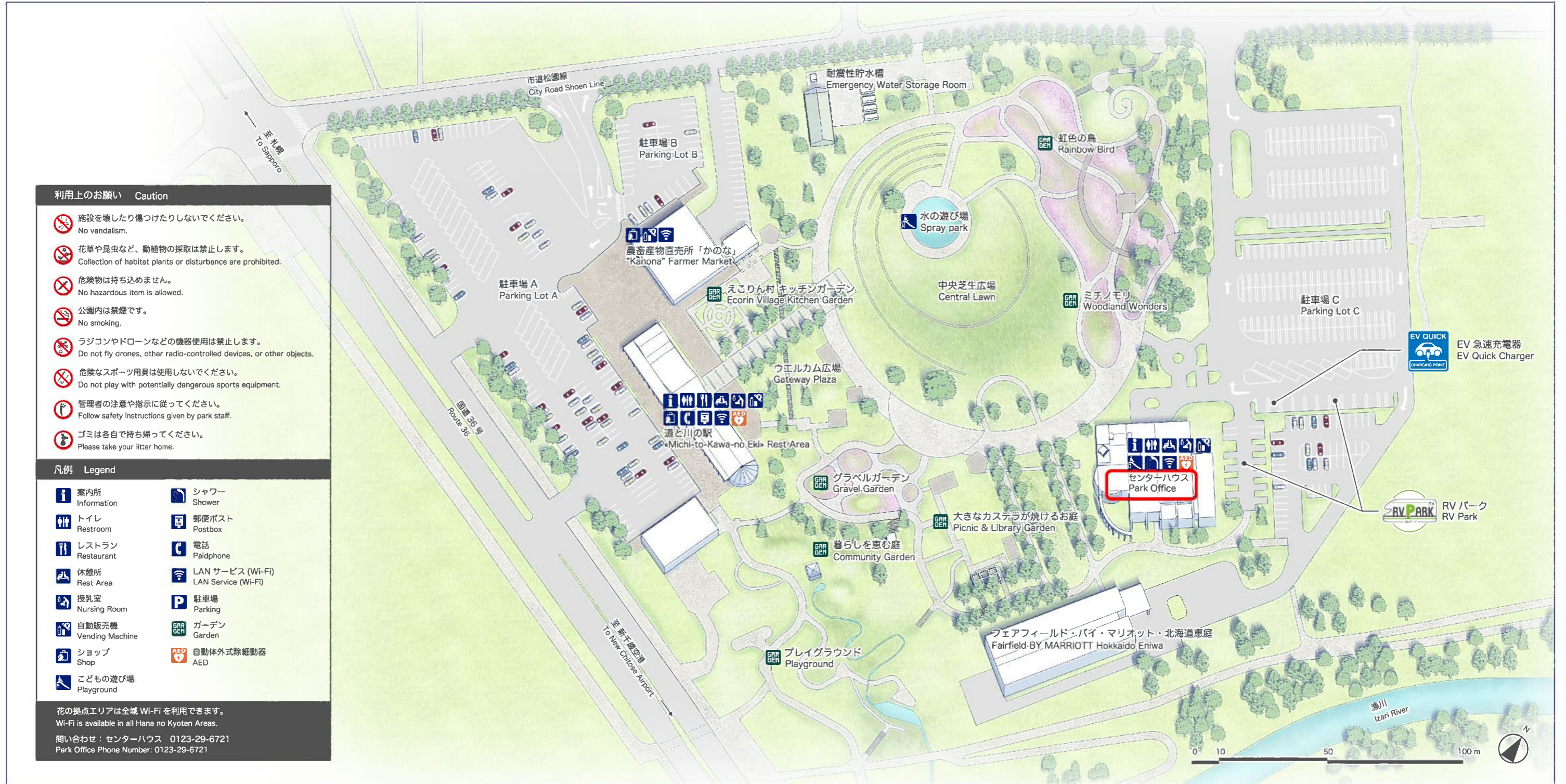
〒061-1444 恵庭市京町1番地

恵庭市経済部花と緑・観光課(電話:0123-33-3131 内線2524 FAX:0123-33-3137)

担当:大林(おおばやし)、穴澤(あなざわ)

メールアドレス:hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp

# 恵庭市花の拠点（はなふる）センターハウス箇所図



# 恵庭市花の拠点（はなふる）センターハウス 求積図（1階）





# 恵庭市花の拠点（はなふる）センターハウス 求積図（面積表）

建物延べ面積	2,472.179 M <sup>2</sup>	最終採分率
補助対象面積	2,006.722 M <sup>2</sup> (内必要増 86,627 M <sup>2</sup> )	81.17%
対象外面積	465.457 M <sup>2</sup> (内必要増 12.86 M <sup>2</sup> )	18.83%

＜共用部分採分率＞	
(1511,642 ÷ 32,089)	
対象部分	1,479,553 ÷ 1,826,264 = 80.92%
対象外部分	348,711 ÷ 1,826,264 = 19.08%

階	B. 内部仕上対象外工事				A. 内部仕上対象工事				C. 内部仕上共用工事				E. 必要増内部仕上共用工事				採分面積		合計		
	No	室名	計算式	M <sup>2</sup>	No	室名	計算式	M <sup>2</sup>	No	室名	計算式	M <sup>2</sup>	対象 (80.92%)	対象外 (19.08%)	No	室名	計算式	M <sup>2</sup>		対象 (80.92%)	対象外 (19.08%)
1 階	①	風除室	2.0 x 2.5	5.0	①⑦	機械室	13.775 x 8.95	123.286	⑥①	風除室 1	5.55 x 2.5	13.875	13.875	3.706	⑧①	機械室	9.625 x 7.9 - 3.2 x 2.7	67.358	54.538	12.860	
	②	給湯室	5.935 x 7.6	45.106	①⑧	機械室 A	3.615 x 3.325 - 0.4 x 0.50	11.788	⑥②	エントランスホール	5.55 x 10.575 + 0.225 x 3.035	59.374	48.045	11.329							
		給湯室			①⑨	機械室 B	3.615 x 3.775	13.647	⑥③	ホール	10.0 x 8.95 = 89.5										
	③	廊下	6.665 x 2.6	17.329	②①	機械室増設	6.54 x 6.525 + 2.0 x 5.025 + 0.685 x 3.77	55.908	⑥④	廊下 1	12.0 x 9.0 = 108.0	197.50	153.817	37.683							
	④	廊下	6.665 x 2.875 + 2.06 x 0.45	20.089	②②	水置場	2.7 x 2.4	6.48	⑥⑤	廊下 2	15.225 x 2.2 + 2.965 x 0.725 + 0.24 x 2.85 - 10.675 x 0.115	37.301	30.184	7.117							
	⑤	事務室	3.725 x 4.85	17.321	②③	身障者便所	2.2 x 2.4	5.28	⑥⑥	センター員室	3.38 x 6.44	21.767	17.613	4.154							
	⑥	仮設室	3.725 x 1.80	6.705	②④	資源物倉庫	8.45 x 3.5 - 2.2 x 1.862	25.479	⑥⑦	廊下室 外部室	3.0 x 8.775 + 0.8 x 2.335	28.191	22.813	5.380							
	⑦	バス 仮設室	3.725 x 2.625	9.773	②⑤	廊下室	2.2 x 1.862	4.096	⑥⑧	廊下室	4.8 x 2.1	10.08	8.156	1.924							
	⑧	受付室	2.4 x 3.0	7.2	②⑥	EV	2.45 x 3.035	7.436	⑥⑨	風除室 2	2.0 x 2.2	4.40	3.56	0.84							
	⑨	事務室	1.9 x 3.0	5.7	②⑦	機庫車庫	6.3 x 23.95 - 0.4 x 2.0	150.085	⑥⑩	職員玄関	2.0 x 1.8	3.60	2.913	0.687							
	⑩	風除室	4.3 x 3.0	12.9	②⑧	ゴミパン庫	1.0 x 2.0	2.0	⑥⑪	廊下 2	12.525 x 1.36 + 2.0 x 2.035	21.104	17.077	4.027							
	⑪	ナース更衣室	2.6 x 2.62	6.812					⑥⑫	管理入室	4.425 x 2.34	10.355	8.379	1.976							
	⑫	母子健児室 女子更衣室	(2.45 x 2.06) + (1.6 x 3.1 + 1.04 x 1.02)	11.068					⑥⑬	ロッカー	4.2 x 2.34	9.828	7.952	1.876							
	⑬	倉庫	0.965 x 2.62	2.528					⑥⑭	清掃室	3.0 x 2.34	7.02	5.68	1.34							
	⑭	ゴミパン庫	4.605 x 0.45	2.072					⑥⑮	倉庫	1.4 x 2.34	3.276	2.65	0.626							
	⑮	待合	2.865 x 2.6 + 2.135 x 3.975 + 1.56 x 6.0 + 4.605 x 1.43	46.206					⑥⑯	TEL コーナー	1.5 x 2.34	3.51	2.84	0.67							
		夜間診療所部分 小計	215.814					⑥⑰	廊下 3	14.525 x 1.9 - 5.235 x 0.115	26.995	21.844	5.151								
⑯	事務室	11.845 x 10.875 + 2.345 x 2.335 + 1.58 x 2.1 + 10.460 x 0.195 - 1.725 x 2.5 - 2.965 x 0.725	132.897					⑥⑱	母子女子更衣所	5.3 x 6.525 + 0.685 x 2.755	36.470	29.511	6.959								
小計			348.711				405.485				544.428	440.542	103.886				67.398	54.538	12.860	1,366.022	
2 階				②⑥	ホール	5.535 x 8.84 + 5.775 x 3.035 + 10.0 x 5.525	168.759														
				②⑦	待合コーナー	0.6 x 2.08 + 2.775 x 6.7 + 0.45 x 2.275 + 26.168	138.982														
				②⑧	資料機読書室	8.225 x 6.625	54.491														
				②⑨	幼児遊戯室	4.3 x 6.625	28.488														
				③①	多目的ホール	12.525 x 18.1	226.702														
				③②	廊下 1	12.525 x 2.1	26.302														
				③③	子供室	12.525 x 4.5	56.362														
				③④	診察室																
				③⑤	心電図室	3.775 x 4.7	17.743														
				③⑥	検査準備室	5.7 x 4.7	26.79														
				③⑦	廊下	4.3 x 4.7 - 1.8 x 2.0	16.51														
				③⑧	通湯室	1.8 x 2.0	3.60														
				③⑨	和室	10.0 x 4.7	47.0														
				③⑩	調理実習室	6.24 x 8.5	53.064														
				③⑪	倉庫	6.75 x 3.035	20.486														
				③⑫	検査室	3.23 x 2.05	6.622														
				③⑬	待合室	2.12 x 2.48 + 0.48 x 0.925	5.702														
				③⑭	身障者便所	9.44 x 6.98 - ④① - ④② - ④③ - ④④ - 0.5 x 2.08	44.243														
				③⑮	更衣室	1.76 x 2.2	3.872														
			③⑯	更衣室	2.8 x 1.43	4.004															
			③⑰	ロッカー	2.56 x 6.98	17.869															
			③⑱	廊下 2	12.0 x 1.85	22.32															
			④①	廊下室	6.84 x 3.275 + 2.56 x 3.035	28.206															
			④②	ホール増設	3.0 x 3.455 + (1.5)² x 3.14 x 1/2	13.898															
			④③	EV	2.45 x 3.035	7.436															
小計						1,040.351														1,040.351	
R 階				⑤①	廊下室	6.225 x 3.275	20.387														
				⑤②	EV機庫室	4.3 x 3.1	13.33														
小計						33.717														65.806	
合計						1,511.642						544.428	440.542	103.886				67.398	54.538	12.860	2,472.179
補助対象面積						1,511.642						440.542							54.538		2,006.722
対象外面積						348.711								103.886							465.457